

平成25年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス報告書
(コンプライアンス推進本部決定)

平成26年7月28日

1. はじめに

官庁営繕部では、従前から発注者綱紀保持に努めてきたが、高知県内における入札談合事案を契機にコンプライアンス推進本部及びコンプライアンス・アドバイザー委員会を設置し、コンプライアンス推進のための取組を行うこととした。昨年度当初にコンプライアンスの強化を図るため「平成25年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画」(別紙)を策定し、その取組を推進することとした。

本報告書は、当該計画に基づく取組の実施状況を評価し、取りまとめたものである。

2. コンプライアンス推進の強化

職員のコンプライアンス意識の向上に研修は非常に有効な手段であり、研修活動に力を入れているところである。

平成26年2月に、コンプライアンスに知見のある郷原信郎弁護士を外部講師としてお招きし、綱紀保持に関する研修(官庁営繕部全職員対象。約60名が受講。)を行った。コンプライアンスは法令を遵守するという事に留まらず、社会的要請に応えることだということ等、貴重な内容を御講義をいただいた。

また、平成25年9月に発注者綱紀保持担当者(営繕企画官)を講師としてコンプライアンス講習会(前回の講習会(平成24年4月)以降に官庁営繕部に転入した職員等が対象。各回25名前後が受講。)を計4回実施した。この講習会では、発注者綱紀保持マニュアルを使用して、発注担当職員の責務、発注事務プロセスの把握と適正な業務遂行のあり方、秘密情報等の管理のあり方、事業者対応のあり方等について講義を行った。講義ではディスカッションの時間を設け、高知県内における入札談合事案について、自分が当事者だったらどのように対応していたかをグループごとに討議し、その結果を発表するなどの講義方式を取り入れた。

不当な働きかけに対する対応については、昨年度発注者綱紀保持規程に明文化し、より報告しやすい形となるよう「不当な働きかけに対する記録簿」を発注者綱紀保持マニュアルに定めた。なお、昨年度報告を受けた事案はなかった。

3. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

官庁営繕部所掌の工事及び建設コンサルタント業務における入札契約手続きの見直しについて検討を行い、平成26年4月に、以下の事項について運用ガイドラインを改正した。

- ・入札参加資格について、当初公告から直近上位等級に拡大する要件を例示するとともに、再度公告の場合には、直近上位まで拡大することを原則とし、応募状況、事業執行上の支障により、最大上位2等級まで拡大。
- ・入札価格が予定価格を上回った場合のよりきめ細かな補足説明。
- ・再度入札（3回目）へ移行する場合の基準の明確化。
- ・建設コンサルタント業務に係るプロポーザル方式について、非選定・非特定理由の説明をより丁寧な表現で技術提案書提出者への通知。

また、落札決定を行う前に、入札執行職員と立会人のみで加算点等付与の確認を行っていたが、入札執行に直接関係のない職員も確認を行うこととした。

情報管理の徹底については、発注者綱紀保持マニュアルにおいて「情報管理責任者」と「業務上取り扱う者」を指定し、情報の種類ごとに管理方法、管理対象期間等を明確化した。

4. ペナルティの強化

ペナルティの強化については、平成24年11月30日付け通知（国営管第325号）により工事請負契約書を改正し、違約金引き上げの対象をWTO対象でない工事、確定した排除措置命令書等において首謀者であるとされた業者に拡大した。（昨年度該当する事案はなかった。）

また、入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合であると疑うに足る事実を得た場合に、公正入札調査委員会を開催し、談合の事実があったと認められた場合に公正取引委員会への通報や事情聴取の実施等を行い、談合の事実があったと認められなかった場合にはすべての入札者から誓約書を提出させることとした。（昨年度該当する事案はなかった。）

5. 社会から更に信頼される組織づくり

コンプライアンスの基本要素の1つとして組織づくりは非常に重要であり、官庁営繕部としても国民から更に信頼される組織となるための取組を進めているところである。

官庁営繕部の業務を広く知ってもらうため、積極広報の強化を行っている。子ども霞ヶ関見学デー等で中央合同庁舎第3号館の免震施設や屋上の太陽光パネルの見学会を実施し理解浸透に努めたほか、講演、雑誌等への寄稿により木材の利用の推進について積極的に情報発信を行った。また、各種ガイドライン等を国土交通省ホームページに掲載し、内容の普及に努めた。

また、適正な業務遂行の基盤である技術力を、組織として、官庁営繕部の職員として獲得・継承していくため、第1四半期に「OJT推進計画」を各地方局ごとに作成し、その強化を行うこととした。また、若手職員からベテラン職員へのインタビューを行う場を設け、「経験知アーカイブ」として取りまとめたほか、建設施工における監督職員の参考となる情報を「建築施工の基本とツボ」として取りまとめに着手した。

さらに、PDCAサイクルを通じた業務の改善を行うという観点から、保全指導、CS調査、環境対策の実施等を行った。平成25年度実績では1,370件（全国計）の保全指導を行い、各地区で連絡会議を60回（出席機関数1,659機関、うち15%が地方公共団体）開催した。また、保全業務支援システム（BIMMS-N）について、保全の基準の充実や長寿命化に資する中長期保全計画の作成等の保全に係る新たなニーズに対応するため、システム改良を行い、よりの確に保全の状況を把握するとともに保全業務の支援をすることができるようにした。

CS調査については、各地方局に調査を依頼し、本省で結果を取りまとめた上、各地方局に周知し、情報共有することで業務改善を図っている。また、営繕技術検討会においても調査結果を活用し、施設整備へのフィードバックに関する意見交換等を行った。

環境対策の推進については、地球温暖化防止、循環型社会の形成等の社会的要請を踏まえ、官庁営繕の環境負荷低減対策に関する年度計画として「営繕グリーンプログラム2013」を平成25年5月に策定した。これに基づく実施結果は、平成26年5月に「官庁営繕環境報告書2014」として取りまとめた。

6. 取組に関する全体的な評価

平成25年度のコンプライアンス推進計画では、発注事務の的確な遂行に関する意識の高揚を図ることを目的に研修の実施等を盛り込んだ。

研修の実施に当たっては、綱紀保持に関する幅広い意識を深めるよう研修内容や方法を検討し、受講者の印象に残るような工夫をし、継続して行っていくことが重要である。

発注事務については、法令の遵守及び綱紀の保持に引き続き努めるべきである。

その他コンプライアンスに関する取組については、平成25年度コンプライアンス推進計画に基づき着実に実施されたと評価できる。平成26年度においても平成26年度コンプライアンス推進計画に基づく有効な取組を引き続き実施し、新たな課題にも対応しつつ、今後とも職員1人1人がコンプライアンスに関して真摯に取り組むことができる環境を作ることが必要である。

平成25年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画
(国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進本部決定)

平成25年4月15日

1. コンプライアンス推進の強化

(1) 違法性の認識に関する研修の徹底

入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるため、グループ討議方式等の手法を積極的に採り入れつつ、必要な研修、講習等を行う。【新規】

(2) 不当な働きかけに対する報告の徹底

職員が、事業者等から入札契約に関する業務について不当な働きかけを受けた場合及び他の職員が不当な働きかけを受けたことを知った場合に、その内容を記録し、課室長及び官庁営繕部長に報告することをルール化し、確実に実施する。【新規】

2. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1) 営繕関係入札契約等業務のあり方の検討

特にコンプライアンスが求められる入札契約等業務について、引き続き不断の見直しを行う。【継続】

(2) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報について、管理責任者、管理方法、不正アクセス防止策等をルール化し、確実に実施する。【新規】

3. ペナルティの強化

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

平成24年11月30日付け通知(国営管第325号)をもって工事請負契約書を改正し、違約金引き上げの対象を、WTO対象でない工事、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大したところであり、これを確実に実施する。【新規】

(2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行ったことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表する。

【新規】

4. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

コンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取組についてホームページで公表し、透明性の確保を図る。【新規】

5. 社会から更に信頼される組織づくり

(1) 積極広報の強化

情報発信の内容・方法を工夫する等により、官庁営繕部における積極広報を引き続き推進する。【継続】

(2) 技術力の獲得・継承

適正な業務遂行の基盤である技術力を、組織や営繕部職員が獲得・継承していくため、自己研鑽の支援、OJTの強化、研修等の改善を引き続き推進する。【継続】

(3) PDCAサイクルを通じた業務の改善の検討

国民の期待に応えるという観点からPDCAサイクルを通じた業務の改善を、CS調査の実施等により、引き続き検討する。【継続】